

あいち健康の森公園における
民間活力導入公園施設の
Park-PFI 事業者募集に係る公募設置等指針

2024年 2月

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課

目次

1. あいち健康の森公園における公募の概要	1
(1) 公募の目的	1
(2) あいち健康の森公園の概要	2
(3) あいち健康の森公園の公募対象区域	6
(4) 公募する事業の範囲及び役割分担	7
(5) 公募及び事業のスケジュール	8
2. 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項	9
(1) 公募対象公園施設	9
(2) 公募対象公園施設の条件	10
(3) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期	12
(4) 公募対象公園施設の使用料の最低額	12
(5) 特定公園施設の設置に関する事項	13
(6) 利便増進施設の設置に関する事項	14
(7) 使用料に関する事項	14
(8) 来園者サービス向上の取組み等	16
(9) 都市公園の環境の維持及び向上措置	16
(10) モニタリング	
(11) 認定の有効期間	16
3. 公募対象公園施設等の提案に当たっての条件等	17
(1) 設計・工事の実施等	17
(2) リスク分担	18
(3) 委託の禁止	18
(4) 事業内容等の変更	18
(5) 事業の中止	18
(6) 原状回復の義務	19
(7) その他	19
4. 公募の実施に係る事項	20
(1) 公募への参加資格等	20
(2) 応募に関する事項	21
(3) 設置等予定者の選定に関する事項	27
(4) 設置等予定者の選定結果の通知	29
(5) 応募資格がないと認められた理由又は非選定理由の説明	29
(6) 公募設置等計画の認定	30
(7) 公募設置等計画の変更	30
(8) 契約の締結等	30

< 用語の定義 >

表 1 用語の定義

用語	説明
<p>Park-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により新たに創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。 <p>< Park-PFI のイメージ ></p>  <p>図 1 Park-PFI のイメージ</p>
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。 飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</p>
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。 公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。 Park-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告等。
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> Park-PFI の公募にあたり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査、評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。

1. あいち健康の森公園における公募の概要

(1) 公募の目的

愛知県（以下、「県」という。）では、県営都市公園の利活用の促進、賑わいの創出、財政負担軽減などの様々な効果を図るため、民間活力を活用した公園の施設の整備及び管理運営を進めており、公園のさらなる魅力の向上に取り組んでいます。

既に開業している大高緑地の「ディノアドベンチャー名古屋」、新城総合公園の「フォレストアドベンチャー・新城」、県営都市公園で初めてPark-PFIを活用し、2021年4月にオープンした小幡緑地の「オバッタベッタ」の3施設は大変好評であるため、引き続き、官民連携による県営都市公園の整備や管理運営を積極的に進めているところです。

「あいち健康の森」は、公園を核に「健康づくり」「医療」及び「福祉」の県内施設が集積したエリアであり、健やかで生きがいに満ちた長寿社会の実現を目指す、長寿科学と生活文化の交流拠点です。「あいち健康の森公園」は、健康の森構想区域約100haの内、健康ゾーン及び運動ゾーン約51.5haを都市公園として整備したものであり、テニスコート、体育館、ベビーゴルフ場、交流センター、子どもの森等が整備されています。

あいち健康の森公園は、年間100万人以上（2022年度は約140万人）の方々に来園していただいております。多くの遊具を設置した子どもの森や、大芝生広場、テニスコート等の運動施設など、公園施設を来園者の皆様に楽しんで使っていただいておりますが、公園の中央エントランス付近は更なる活性化の余地があり、公園の賑わい増進に繋がるポテンシャルを有している場所であると期待しています。

そこで、この中央エントランス付近の芝生広場において、新たな魅力ある施設の設置により、賑わいを創出することを目的とし、民間事業者のアイデア、資金やノウハウを活かした公園施設を導入するためPark-PFIを活用し、事業者を公募します。

(2) あいち健康の森公園の概要

- 人口増加傾向にある大府市及び東浦町に位置
- **交通アクセス**
 - ◇ 電 車【JR 東海道本線（大府駅）】より大府市ふれあいバス（約 20 分）
 - ◇ 自動車【知多半島道路（大府東海 IC）、国道 155 号】
- **面積約 51.5ha の広域公園**
- 来園者は約 140 万人（2022 年度実績）
- 広いエリアに**充実した公園施設**を設置
 - ◇ テニスコート、球技場、体育館、ベビーゴルフ場等のスポーツ施設
 - ◇ 子どもの森や各広場に設置した遊戯施設
 - ◇ 大型イベントも開催される大芝生広場
 - ◇ 約 1km のジョギングコースや健康遊具が設置された健康ロード
 - ◇ あいち健康プラザや薬草園などの健康増進施設

公園概要

- 公園名称 : あいち健康の森公園
公園種別 : 広域公園
公園面積 : 51.5ha
開園日 : 平成6年4月1日
所在地 : 大府市森岡町、吉田町、半月町、知多郡東浦町大字森岡
その他 : 公園内における他管理者の施設
- ・あいち健康プラザ（愛知県保健医療局健康医務部健康対策課）
 - ・薬草園（愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課）

1) あいち健康の森公園の位置図



図 2 あいち健康の森公園の位置図

2) 所在地

大府市（森岡町、吉田町、半月町）、知多郡東浦町大字森岡

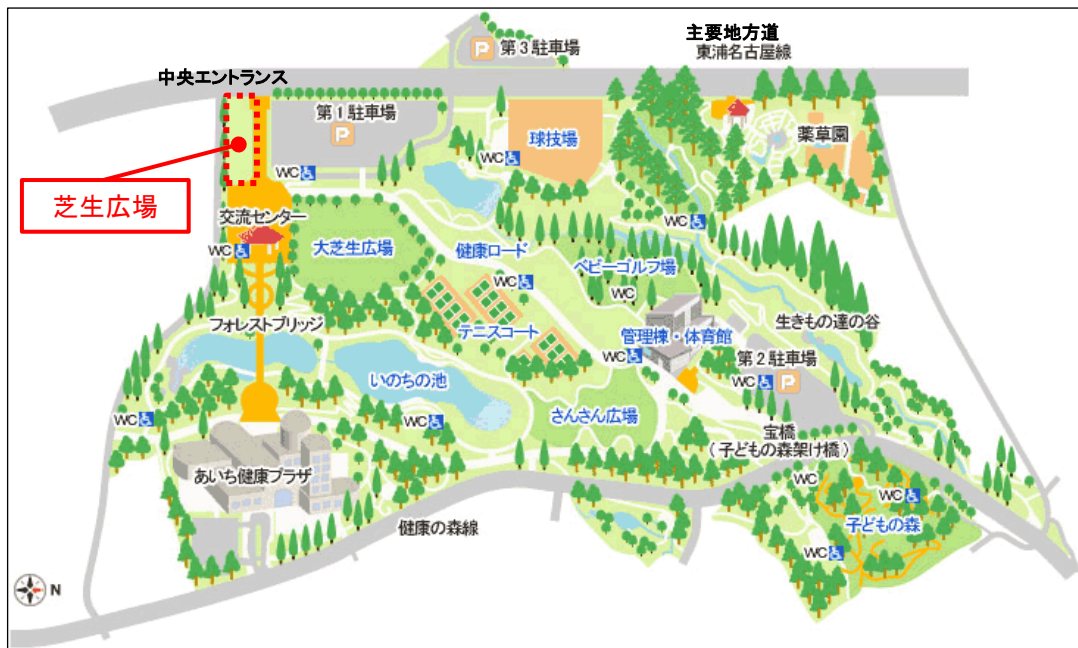


図 3 あいち健康の森公園の配置図

3) あいち健康の森公園へのアクセス

表 1 あいち健康の森公園への交通手段

交通手段	アクセス
電車	JR 東海道本線『大府駅』から約 2.5 km (徒歩約 30 分)
バス	大府市ふれあいバス (バス約 20 分) 『大府駅西』から『げんきの郷』下車すぐ
自動車	伊勢湾岸自動車道『大府東海 IC』から約 800m (車で約 2 分) 名古屋高速 3 号大高線『笠寺出口』から約 3.2 km (車で約 6 分)



図 4 あいち健康の森公園周辺の交通状況



図 5 あいち健康の森公園への案内図

4) 開園日、利用時間

- ・ 基本的に、常時開園しており、いつでも利用できます。
- ・ ただし、有料施設等は、次のとおり休業日、利用時間が定められています。
 - ① 休業日
 - ・ 年末年始（12月29日から1月1日）
 - ・ 有料施設は毎月第一月曜日（月曜が祝日及び祝日代休日の場合は最初の平日）
 - ② 利用時間
 - ・ 有料施設を始め、個別に利用時間を設定している公園施設があり、駐車場については、原則として、夜間は閉鎖しています。
 - ・ 詳細については、あいち健康の森公園のホームページで確認してください。
<https://www.aichi-koen.com/kenmori/>
 - ・ 暴風警報が発令された場合等は、閉園します。

5) あいち健康の森公園の主な公園施設

表 2 開園面積と主な公園施設

2024年3月現在

区域	面積	料金区分	主な公園施設
あいち健康の森公園	51.5ha	有料施設	テニスコート、体育館、ベビーゴルフ場、球技場、ミニカー
		無料施設	交流センター、子どもの森、薬草園

※【別紙ー1 公園案内図】を参照

● あいち健康の森公園既存施設

既存施設

※【別紙ー2 既存施設一覧】参照

駐車場

※【別紙ー3 駐車場一覧】参照

※【別紙ー4 駐車場位置図】参照

トイレ

※【別紙ー5 トイレ箇所図】参照

6) 年間利用者数（あいち健康の森公園）

- ・ 2019年度実績 約162万人
- ・ 2020年度実績 約112万人
- ・ 2021年度実績 約137万人
- ・ 2022年度実績 約139万人

7) 公園の管理運営

- ・ あいち健康の森公園の管理は、地方自治法に基づく指定管理者制度を導入しています。

現在の指定管理者（2021年4月1日～2026年3月31日まで）

公益財団法人愛知県都市整備協会

8) 災害時の位置付け

- ・ 地域防災活動拠点
- ・ 県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場
- ・ 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

(3) あいち健康の森公園の公募対象区域

あいち健康の森公園の公募対象区域は以下のとおりです。

1) 全体図



図6 あいち健康の森公園の全体図

2) 公募対象区域

公募対象区域 : 芝生広場 (約 4,000 m²)

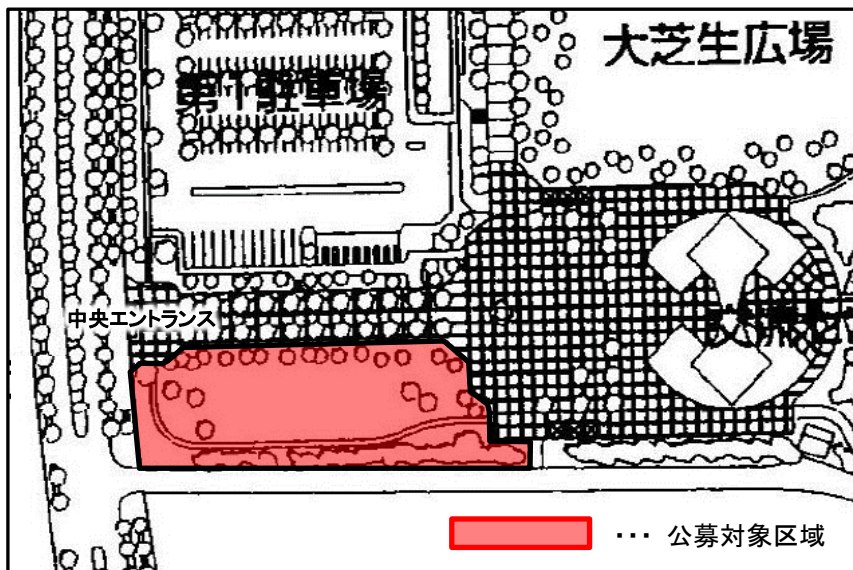


図7 あいち健康の森公園の公募対象区域

※【別紙-6 公募対象区域】を参照

3) 法的な土地利用規制

下記及びその他関係する規制に関し、法令遵守及び適正な手続きを行ってください。

- 市街化調整区域、用途地域の指定なし。
- 宅地造成工事規制区域
- 砂防指定地
- 特定都市河川浸水被害対策法（境川・猿渡川流域）
- 土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例（水量測定器設置義務区域）

(4) 公募する事業の範囲及び役割分担

1) 事業の範囲

公募対象区域内において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ② 特定公園施設の設置、県への譲渡
- ③ 公募対象区域内の管理業務

2) 役割分担

役割分担については、以下のとおりです。

表 3 事業範囲と役割分担

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	その他公募対象区域内
設 置	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	—
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者・愛知県 ※1	—
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者※2	認定計画提出者※3	認定計画提出者※3
	財産管理	認定計画提出者	愛知県	愛知県

※1 特定公園施設の設置の費用負担については2（5）1）⑥以降を参照

※2 認定計画に定められた設置管理許可使用料を負担

※3 使用料は免除（原則、無料の公園施設に限る）

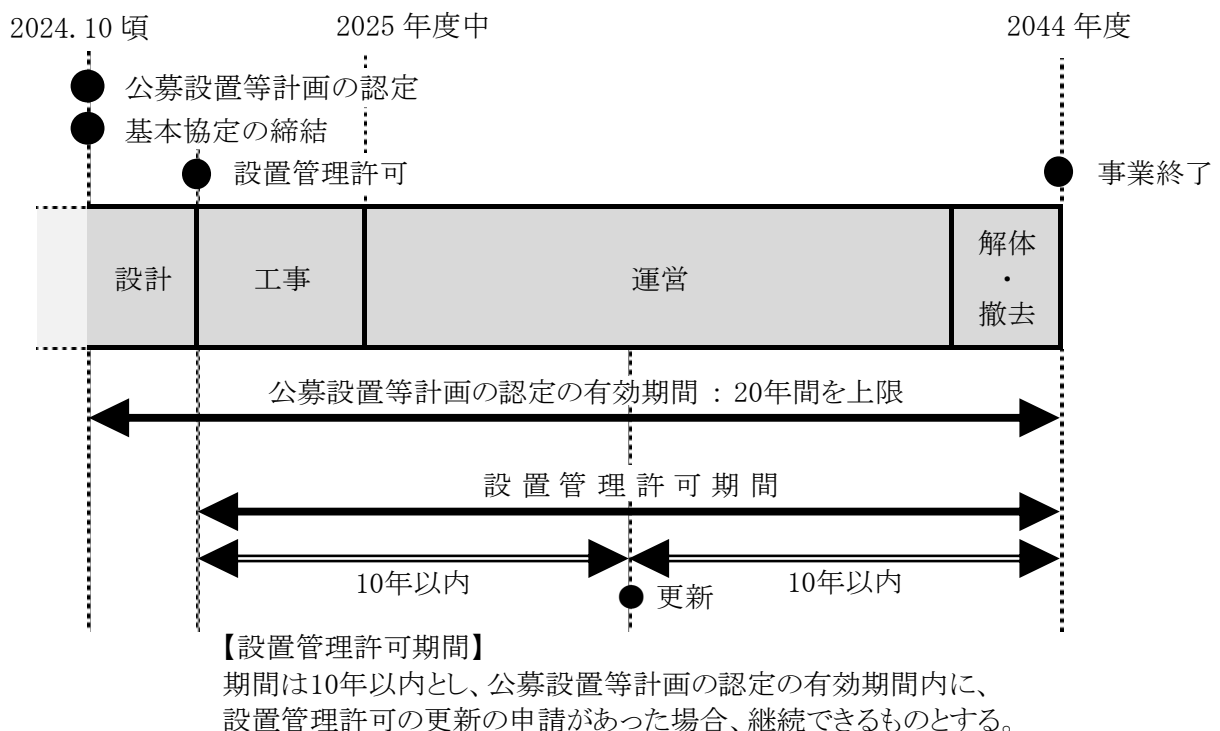
(5) 公募及び事業のスケジュール

公募及び事業スケジュールについては、以下のとおりです。

表4 募集・選定・運営に係るスケジュール

内容	スケジュール
公募設置等指針の公示	2024年2月26日(月)
説明会の参加受付	2024年2月26日(月) ~ 2024年3月11日(月)
応募登録の受付	2024年2月26日(月) ~ 2024年5月31日(金)
説明会の開催	2024年3月13日(水)
質問の受付	2024年3月14日(木) ~ 2024年4月12日(金)
質問に対する回答期限	2024年4月26日(金)
公募設置等計画の受付	2024年7月16日(火) ~ 2024年7月31日(水)
事務局による事前審査結果通知	2024年8月16日(金)
委員会による評価(プレゼン)	2024年8月下旬
設置等予定者の選定結果の通知	2024年9月上旬
公募設置等計画の認定	2024年10月頃 ※各種調整状況により前後します
基本協定の締結	2024年10月頃 ※各種調整状況により前後します
設置管理許可申請	2025年度 ※各種調整状況により前後します
公募対象公園施設等の運営開始	2025年度 ※各種調整状況により前後します
事業終了	2044年度 ※各種調整状況により前後します

事業スケジュール(予定)



2. 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

(1) 公募対象公園施設

認定計画提出者には、公募対象区域内に、以下の条件を満たす公募対象公園施設を設置していただきます。提案にあたっては、以下の項目に配慮してください。

- ※ 健やかで生きがいに満ちた長寿社会の実現を目指す『あいち健康の森』の核となる本公園の魅力向上を図るため、**子育て世代を始め、多様な世代による賑わいの場を創出する施設**
- ※ 公園利用者の利便性向上を図るため、**カフェや売店などの飲食ができる施設**

1) 公募対象公園施設

公募対象公園施設の詳細は以下のとおりです。

- 公募対象公園施設は、公園の特性を踏まえた、公園のエントランスに設置するのに相応しい、**賑わいの場を創出する施設**とします。
(例) 施設の配置計画、利用者動線、施設の開放性 等
- 利用者の利便性を考慮し、カフェや売店などの**飲食を提供する施設も**提案してください。
- 提案可能な公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2条第1項（都市公園法施行規則第3条の3第1項第1号～第6号）に規定される公園施設であり、休養施設^{※1}、遊戯施設^{※2}、運動施設^{※3}、教養施設^{※4}、便益施設^{※5}、展望台又は集会所とします。

※1： 都市公園法第2条第2項第3号、都市公園法施行令第5条第2項に規定する施設
例) 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、バーベキュー場 等

※2： 都市公園法第2条第2項第4号、都市公園法施行令第5条第3項に規定する施設
例) ぶらんこ、滑り台、ジャングルジム、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場 等

※3： 都市公園法第2条第2項第5号、都市公園法施行令第5条第4項に規定する施設
例) 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、水泳プール 等
・ 3on3やスケートボード、ボルダリング、スラックライン、BMX等、運動要素のある施設については、運動施設として提案可能とします。

※4： 都市公園法第2条第2項第6号、都市公園法施行令第5条第5項に規定する施設
・ 例) 植物園、動物園、水族館、野外音楽堂、図書館、陳列館、体験学習施設 等

※5： 都市公園法第2条第2項第7号、都市公園法施行令第5条第6項に規定する施設
例) 飲食店、売店、宿泊施設、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場 等
・ ピクニック場、キャンプ場、バーベキュー場等は休養施設と規定されていますが、食材を提供する場合は飲食店もしくは宿泊施設とみなすことができるため、便益施設として提案可能とします。

(2) 公募対象公園施設の条件

1) 設置に関する事項

- ① 提案いただく公募対象公園施設は、広域公園に設置する公園施設であることを十分に理解した上で、年間を通じて多くの来園者を呼び込む魅力的で賑わいを創出する施設を提案してください。
- ② 公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めません。
- ③ 公園施設であるため、「排他的な利用」を行う施設は設置できません。
- ④ 公募対象公園施設は、公募設置等計画の認定後、都市公園法第5条に規定される設置管理許可に基づき、認定計画提出者の責任で設置していただきます。なお、設置に係る費用は認定計画提出者の負担になります。
- ⑤ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」及び愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮してください。
- ⑥ 環境負荷低減、建設リサイクル等、SDGsの達成に配慮した計画としてください。
- ⑦ 公園の景観に配慮した建築デザインとしてください。
- ⑧ 遊戯施設を設置する場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改訂第2版）（国土交通省）を踏まえた計画としてください。
- ⑨ 公募対象公園施設において飲食の提供を行うことになるため、想定される施設利用者に応じたトイレを、公募対象区域内に設置してください。
- ⑩ 公募対象公園施設については、授乳室やおむつ替えスペース等、子育て世代を始め、多様な世代の施設利用者にも配慮した施設の設置を検討してください。

2) 管理運営に関する事項

- ① 公募対象公園施設は、都市公園法第5条第1項に規定される設置管理許可に基づき、認定計画提出者の責任で管理運営していただきます。なお、管理運営に係る費用は、認定計画提出者の負担となります。
- ② 公園利用者が安全で安心して施設を利用できるように配慮した管理計画を提案してください。
- ③ 公募対象公園施設の運営に当たり、実施する事業の内容に、以下に該当するものは認められません。
 - (i) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - (ii) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
 - (iii) 青少年に有害な影響を与える物販、サービス提供等
 - (iv) 騒音や悪臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
 - (v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する団体（以下、「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動等
 - (vi) 上記の他、公園利用と関連性が低く、県が必要とみなすことができないと判断する行為
- ④ 公募対象公園施設の営業時間は、公園駐車場の開門時間内を基本としてください。
駐車場開門時間：7:00～21:15

- ただし、公募対象公園施設の運営上、上記時間内の営業が適さない場合については、門扉等の管理や施錠方法等の運用について、県及びあいち健康の森公園の指定管理者と協議してください。協議が整った場合は、駐車場開門時間を延長できるものとします。
- ⑤ 公募対象公園施設の利用料金については、公園利用者が利用しやすいよう配慮してください。
 - ⑥ 飲食物や商品等の販売品等の提供に当たっては、都市公園の区域内であることを考慮し、計画してください。また、アルコールの提供については、県との協議が整った場合は認めることができます。
 - ⑦ 設置管理許可を受けた区域については、杭・フェンス等を設置することにより、現地で容易に管理境界を確認できるようにしてください。
 - ⑧ 施設利用者の安全性確保のため、防犯措置や防災措置、または防火措置（火気を使用する提案内容の場合）等の安全措置を提案してください。特に、夜間営業施設や宿泊施設等を運営する場合については、事故・防犯・防災面において実施可能な万全の安全対策を提案してください。
 - ⑨ 公募対象公園施設に起因するゴミの回収及び廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）については、認定計画提出者の責任において適切に行ってください。
 - ⑩ 設置管理許可を受けた区域内は、原則、禁煙とします。
 - ⑪ 平常時の対応として、県からの指示・連絡に対して、迅速に対応できる体制を提案してください。
 - ⑫ 非常時の対応として、災害や事故が発生した場合の管理体制について提案してください。
 - ⑬ あいち健康の森公園におけるイベントの開催、工事、災害及び暴風警報発令等によって、公募対象公園施設等の営業等ができない、又は、制約を受ける等の場合があります。この場合、営業補償や使用料の還付等を受けることはできません。
 - ⑭ 災害時には1.（2）8）災害時の位置付けのとおり、あいち健康の森公園が防災活動等として活用されることが想定されています。認定計画提出者についても、災害時における施設の開放等、ご協力いただける内容について提案してください。
 - ⑮ 公募対象公園施設の開業後、県があいち健康の森公園内の他の場所に別の事業者による公園施設の設置等を認めることにより、公募対象公園施設の営業に影響が出る場合があります。この場合、営業補償等を受けることはできません。
 - ⑯ あいち健康の森公園及びその周辺において、公募対象公園施設に起因する渋滞等が発生する恐れがある場合及び発生した場合は、認定計画提出者は、車、人の誘導等により安全かつ円滑な交通確保を行ってください。
 - ⑰ 公募対象公園施設等の管理運営等に要する看板等については、次のとおりとします。
 - (i) 既存の案内看板、公園案内図等については、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を表示してください。
 - (ii) 上記（i）以外の認定計画提出者が新たに設置する看板については、愛知県屋外広告物条例を遵守した上で、設置することが可能です。ただし、位置やサイズ等の看板の内容については県との協議により決定します。
 - ⑱ 「1（3）3）法的な土地利用規制」のほか、関係法令を遵守してください。
 - ⑲ 公募対象区域内の施設計画を提案するにあたり、必要となるインフラ施設（給排水設備、電気設備、ガス、電話等）については、原則、既存の公園インフラ施設を使用せず、認定計画提出者の負担により整備してください。ただし、既存の公園インフラから接続に支

障がない場合は、協議の上、既存の公園インフラの受容の範囲内で公園インフラ施設を使用することも可能です。

既存の公園内インフラ施設を使用する場合、個別メーターを設置する等により使用量を把握できるようにし、使用量に応じ、指定管理者の算出する使用料を支払っていただきます。また、既存公園インフラ施設に使用により機能不全が発生した場合は、原因を確認し、認定計画提出者の責による場合は、補修対応していただきます。機能不全の要因が不明確な場合は、認定計画提出者との協議の上、補修対応者を取り決めます。

表 5 公園内の各インフラ施設の維持管理

種類	対 応
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存公園インフラ施設を使用する場合は、使用量を把握するため個別にメーター等を設置していただき、使用量に応じた使用料を認定計画提出者にて負担していただきます。 ・ 認定計画提出者において設置管理許可区域外に設置した引き込み施設は県に引き渡していただき、県管理とします。 ・ 設置管理許可区域内に設置した引き込み施設の維持管理は認定計画提出者の責任により実施していただきます。
給 水	・ 公募対象区域付近の既存給水管の口径はφ40～80mm
汚 水	・ 公募対象区域付近の既存污水管の口径はφ100～200mm

※ 既存公園インフラ施設の情報が必要な場合、は別途**守秘義務資料**にて情報提供します。

(3) 公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

- ・ 公募対象公園施設の設置については、公募設置等計画が認定され、都市公園法及び愛知県都市公園条例の規定に基づく設置管理許可を得た上で、工事着手可能となります。
- ・ 公募対象公園施設の供用開始は、**2025年度中を目標**としてください。
- ・ なお、特別な理由がある場合は、県との協議により、営業開始時期を調整することができます。

(4) 公募対象公園施設の使用料の最低額

- ・ 認定計画提出者には、公募対象公園施設の設置許可面積に対して、自ら提案する設置許可使用料単価を乗じた額を、**設置許可使用料として県へ支払っていただきます。**
- ・ 使用料は、『表 6 公募対象公園施設の使用料の最低額』に記載の単価を下限とし、県に支払う額を提案してください。
- ・ 設置許可面積については、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、県が精査確認した上で決定します。

表 6 公募対象公園施設の使用料の最低額

2024年3月1日現在

区分	単位	使用料
公園施設を設ける場合 ^{※1}	1 m ² /年あたり	3,800 円

※1： 新たに設置する施設で、建築物や常設の運営施設等の投影面積が対象。

(5) 特定公園施設の設置に関する事項

1) 特定公園施設の設置

公募対象区域内に、以下の条件を満たす特定公園施設を設置していただきます。提案にあたっては、以下の項目に配慮してください。

◇ 公園利用者の交流・憩いの場となる施設

- ① 特定公園施設は、公園利用者が無料で自由に利用でき、快適性の向上する施設を提案してください。
- ② 具体的には、天候に左右されずに遊んだり休息のできる**屋根付き休憩所や広場**とそれに関連する園路等を想定しています。
- ③ 公園の景観に配慮した建築デザインとしてください。
- ④ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」及びユニバーサルデザインに配慮してください。
- ⑤ 提案する公募対象公園施設の想定利用者数等を勘案し、公募対象区域周辺の既設駐車場のみでは公募対象公園施設の利用者（以下、「施設利用者」という。）及び公園利用者の不便に繋がると考えられる場合は、公募対象区域内への駐車場の設置や公共交通への誘導等、来園者の利便性に配慮するよう計画してください。
- ⑥ 特定公園施設の建設に要する費用は、公募対象公園施設から見込まれる収益等及び県の負担額により賄ってください。認定計画提出者は、以下の（A）～（C）の額を提案してください。
 - （A）特定公園施設の建設に要する費用の見込み額
 - （B）公募対象公園施設から見込まれる収益等からの充当額
 - （C）県に負担を求める額

（A）特定公園施設の建設に要する費用には、設計費・工事監理費等を含めてください。

（C）県に負担を求める額は、（A）特定公園施設の建設に要する費用の見込み額の9割未満とし、以下の金額を上限としてください。

180,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

県が最終的に負担する額は、（C）県に負担を求める額に基づき、認定計画提出者から提出された最終的な設計内容とその工事費内訳について、県が金額を精査確認（数量、単価設定等が適切かを確認するものとし、単価設定については県が発注する標準単価を参考とする）した上で、県と認定計画提出者で協議し、決定します。
- ⑦ 支払いは、全ての工事が完了し、検査に合格した後、一括して行います。
- ⑧ 当初予定工事費内訳に変更があった場合は、再度内訳書を提出していただきます。
- ⑨ 原則、県が支払う額は、認定計画提出者が（C）県に負担を求める額で提案した額を上回ることはできません。

2) 特定公園施設等の管理

- ① 特定公園施設については、県が実施する完了検査を受け、合格の場合、竣工図書等資料とともに施設を県に引渡してください。

- ② 公募対象区域の内、公募対象公園施設の設置許可面積を除く、特定公園施設を含むエリアの維持管理については、特定公園施設の県へ引き渡し後、都市公園法第5条に規定される管理許可により、認定計画提出者に維持管理を行っていただきます。

(6) 利便増進施設の設置に関する事項

1) 利便増進施設

本募集では、利便増進施設の提案は求めません。

(7) 使用料に関する事項

- ・ 公募対象公園施設に関する使用料については、2.(4) 公募対象公園施設の使用料の最低額に記載のとおりです。
- ・ 認定計画提出者には、**公募対象区域の全域を対象とし、設置管理許可を受け、管理していただきます。**(以下、「管理エリア」という。)なお、公募対象区域内に交流センター前の噴水の制御施設が設置されています。当該施設は既存の指定管理者が引き続き管理しますので、設置管理許可の範囲は当該部分を除いた範囲とします。
- ・ 管理エリア内で、**公園利用者が無料で自由に利用できる部分**については、**使用料を免除**します。
- ・ 管理エリア内で、**収益事業や独占的な使用**をする場合は、該当する面積に対し、『表7 使用料』に記載の使用料単価を乗じた額を、**設置管理許可使用料として県へ支払っていただきます。**
- ・ 使用料の取扱いについては、『表8 施設区分、利用形態ごとの使用料のイメージ』のとおりです。
- ・ 認定計画提出者は、使用料の計算根拠として、各使用料単価の対象部分とその面積がわかるように図面上(様式第12、13号)に記載してください。(使用料免除部分も含む)
- ・ 施設区分、利用形態ごとに適用される使用料の単価については、提案された整備、管理運営計画等(様式第12、13、14、17、19号)により審査の上、決定します。
- ・ 設置管理許可の各面積については、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、県が精査確認した上で決定します。
- ・ 設置管理許可使用料については、年度ごとに県が発行する納入通知書により支払っていただきます。
- ・ 原則として、設置管理許可時又は設置管理許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は県が指定する期日までに1年分を支払っていただきます。

表 7 使用料

2024年3月1日現在^{※1}

区分		単位	使用料
公園施設を設ける場合 ^{※2}		1 m ² /年あたり	3,800 円
公園施設を管理する場合 ^{※3、4}	建築物のとき ^{※5}	1 m ² /年あたり	5,800 円
	建築物以外 ^{※5} のとき	1 m ² /年あたり	150 円

※1：今後条例改正により、金額が変更になる場合があります。

※2：新たに設置する施設で、建築物や常設の運営施設、管理施設等の投影面積が対象となります。

ただし、特定公園施設として整備し、県に譲渡した施設については対象としません。

※3：公募設置等計画において、公園対象区域内で、「公園施設を設ける場合」に該当しない区域が対象となります。

※4：「公園施設を管理する場合」の使用料単価については、単価に面積を乗じた後に消費税が加算されます。

※5：建築物とは、建築確認が必要となる施設が対象となります。

表 8 施設区分、利用形態ごとの使用料のイメージ

公募区域	公園全体		
	公募対象区域		その他公園区域
管理者	認定計画提出者		指定管理者
施設区分	公募対象公園施設	特定公園施設	その他
公園利用に関する許可	設置許可	管理許可	
利用形態	収益事業(独占的利用)		一般利用
使用料	必要		免除
イベント等サービス向上の取組に関する許可	許可不要 (公園緑地課へ事前報告)		占用許可・行為許可等必要

※ 使用料「必要」に該当する場所については、公募対象公園施設の使用料の提案額及び『表 7 使用料』に記載の料金が適用されます。

※ 施設区分「その他」のエリア内で収益事業等を行う場合は、使用料の支払いが必要となります。

※ 管理エリア内において、認定計画に基づくイベント等サービス向上の取組を行う場合は、公園緑地課へ事前報告をしてください。

※ イベント等サービス向上の取組に関する許可の項目が「許可不要」となっている場合でも、収益事業を行う場合は許可が必要になります。

(8) 来園者サービス向上の取組み等

施設運営では、以下の項目について配慮してください。

- ※ 施設利用者に対する**ホスピタリティ向上の取組**
- ※ 公募対象公園施設の利用者増加に資する**広報等集客の取組**

施設利用者に対するホスピタリティ向上の取組等の詳細については、以下のとおりです。

- ・ 公募対象公園施設及び特定公園施設に訪れる施設利用者の満足度向上を目指すための行動計画や施設運営計画等
 - (例) 施設利用者アンケート等による運営スタッフの接客改善
 - 魅力向上のための施設内容の改善
 - 社会状況やライフスタイルの変化に応じたリニューアル計画 等
- ・ 公募対象公園施設への継続的な利用者の確保及びあいち健康の森公園の来園者数の増加に資する積極的な広報等の取組

(9) 都市公園の環境の維持及び向上措置

- ・ 認定計画提出者が設置管理許可を受け、管理するエリアにおいて、清掃や植栽管理等の日常的な維持管理を実施する区域等の範囲及び維持管理の内容について提案してください。

(10) モニタリング

- ・ 県は、認定計画の内容について履行状況を確認するため、モニタリングを実施します。
- ・ 県は、報告された内容を受け、適切でないと判断される場合は、是正を求めることがあります。
- ・ 認定計画提出者は、県より是正を求められた場合は、真摯に対応することを検討し、対応方針報告書を提出すること。また、是正にあたり、県の対応が必要な場合は、その旨の提案も可能です。
- ・ モニタリングの内容については以下のとおり。
 - ※ 年間の利用状況・決算状況等をまとめた営業実績報告書を提出（年1回）
 - ※ 月間来場者数報告書（毎月末まで集計を、翌月10日までに提出）
 - ※ ホスピタリティ対応状況報告書（毎月末まで集計を、翌月10日までに提出）

(11) 認定の有効期間

- ・ 公募設置等計画の認定の有効期間は、公募設置等計画の**認定日から20年間を上限**とし、設計・整備工事に要する期間を含みます。
- ・ 公募対象公園施設等の**設置管理許可の期間は10年以内**となりますが、公募設置等計画の有効期間内については継続できるものとします。
- ・ 営業を終了するときには、認定計画提出者は速やかに自己の負担において、公募対象公園施設の敷地を原状回復していただきます。
- ・ 設置管理許可の期間中であっても、県において必要があるとき、許可の条件に違反したとき、又は、反社会的な行為があったとき等は、県が許可を取り消すことができるものとし、速やかに自己の負担において設置した施設を撤去し、敷地を原状回復していただきます。

3. 公募対象公園施設等の提案に当たっての条件等

(1) 設計・工事の実施等

1) 公募対象公園施設の設計

- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、承諾を得る必要があります。設計内容が提案内容と相違する場合、県は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ・ 公募対象公園施設の公園内での案内は、認定計画提出者の負担により、適切な箇所における案内看板の新設及び既存公園案内看板の修正を行ってください。

2) 公募対象公園施設の工事

- ・ 認定計画提出者は、県の承諾を得た設計図書及び工事工程表に基づき、公募対象公園施設の整備をします。なお、公園利用者の安全上、危険と判断される場合は、県が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、工事着手前に、工事現場の施工監理等を行う工事責任者を設置し、県に報告してください。
- ・ 認定計画提出者は、自らの責任と費用で、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査等を実施してください。
- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事完了及び社内検査終了後、県に対し完了届を提出し、県の完了検査を受けていただきます。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は、是正を求める場合があります。

3) 特定公園施設の設計

- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を県に提出し、承諾を得る必要があります。設計内容が提案内容と相違する場合、県は認定計画提出者に是正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計に当たり、県が定める要求水準（設計業務等標準仕様書、土木工事標準仕様書等）に基づき実施してください。これらに特に定めのない事項がある場合、もしくは本事業に適用することが適さない場合は、県と協議の上、適切に設計してください。

※ 県 Web ページ：愛知県建設局建設企画課の「建設技術関連」の項目に関する資料を掲載

- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、県と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ・ 特定公園施設の設計については、設計図書の内容が県の要求水準に満たないと県が判断する場合は、認定計画提出者の責任及び費用において修正することを求めることができるものとします。

4) 特定公園施設の工事

- ・ 認定計画提出者は、県の承諾を得た設計図書及び工事工程表に基づき、特定公園施設の整備工事を実施します。なお、公園利用者の安全上、危険と判断される場合は、県が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、県が定める要求水準（土木工事標準仕様書、土木工事現場必携等）に基づき実施してください。これらに特に定めのない事項がある場合、もしくは本事業に適用することが適さない場合は、県と協議の上、適切に施工してください。

※ 県 Web ページ：愛知県建設局建設企画課の「建設技術関連」の項目に関する資料を掲載

- ・ 認定計画提出者は工事着手前に、工事現場の施工監理等を行う工事責任者を配置し、県に報告してください。
- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の工事完了後、県に対して完了届を提出し、県の完了検査を受けていただきます。
- ・ 完了検査においては、県の指示する図書等（品質管理、出来形管理資料等）を作成した上で受検し、指摘事項等があった場合は、認定計画提出者は速やかに対応し、必要に応じ、竣工図書等資料の修正を行ってください。
- ・ 完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は、是正を求める場合があります。
- ・ 特定公園施設が設計図書及び県が定める要求水準に従って施工されたことが確認された場合において、県は特定公園施設の引き渡しを受けます。
- ・ 特定公園施設の引き渡しについては、別途「特定公園施設の譲渡契約」を締結します。

（２）リスク分担

- ・ 本事業におけるリスク分担の考え方は、認定計画提出者が実施する業務については、認定計画提出者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として認定計画提出者が負うものとします。
- ・ ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。
- ・ 詳細については、別途「基本協定書」を締結します。

（３）委託の禁止

- ・ 公募対象公園施設等を運営する権利の第三者への譲渡は認めません。
- ・ 公募対象公園施設の運営の全部を第三者に委託し、請け負わせてはなりません。なお、公募対象公園施設の一部の運営を第三者に委託する場合には、予め県の承諾を得てください。
- ・ 県の承諾を得て、公募対象公園施設の一部の運営を第三者に委託する場合は、認定計画提出者の責任において、当該委託先に基本協定書の規定を遵守させてください。

（４）事業内容等の変更

- ・ 認定計画提出者が、基本協定に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、県と協議を行い、県の承諾を得た場合に限り事業の内容を変更することができます。
- ・ 構成員の脱退もしくは追加がある場合は、事前に県の承諾を受ける必要があります。

（５）事業の中止

- ・ 県は、公募設置等計画や基本協定、設置管理許可の許可条件等に反する場合や、モニタリング等により公園利用者の利便の向上に寄与していない等、本事業の目的を十分に果たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に是正勧告を行うことがあります。是正勧告後に改善が見られない場合は、県による公募設置等計画に基づく認定及び許可の取り消し、事業の中止や原状回復を命じることがあります。また、その際、県に被害を与えた場合はその金額を賠償していただきます。

- ・ 認定計画提出者は、経営状況の悪化等により事業の継続が困難と判断される場合は、直ちに県と協議を行ってください。協議の結果、県の承諾を得た場合は、一定の期間の事業の継続を行った上で、事業を中止することができます。一定の期間とは概ね6か月間を目安とし、県と協議の上決定します。
- ・ なお、この場合、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は、県の承諾を得た場合に限り、別の民間事業者により事業を承継させることができるものとします。
- ・ 認定計画提出者は、認定計画提出者の責に帰すべき事由による許可及び認定の取り消しに伴い退去する場合は、それを事由に損害の補填又は補償を請求することはできません。

(6) 原状回復の義務

- ・ 公募対象公園施設について、事業を終了する場合（設置管理許可を更新しない場合、設置管理許可の取消しを受けた場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）、認定計画提出者は、事業期間内に事業区域を速やかに原状回復するとともに、県の立会のもとで県に返還していただきます。
- ・ ただし、県が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について、県が事前に同意した場合は、この限りではありません。
- ・ なお、施設等設置工事中の解約返戻金、事業中止に関しての用地の原状回復の取扱いについては別途協議により決定することとします。
- ・ 本事業における原状回復とは、原則として、認定計画提出者が設置した公募対象公園施設を解体・撤去し、更地として整地することを言います。ただし、県の財産となる特定公園施設については、原状回復の対象となりません。
- ・ 認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、県は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。
- ・ その他、取り決めのない取扱いが発生した場合は、県との協議の上、対応を決定します。

(7) その他

1) 事故等への対応

- ・ 公募対象公園施設等で発生したトラブルについては、速やかに対応してください。また、トラブルが発生した場合は、内容等について速やかに県に報告してください。
- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設等の設置・管理運営にあたり、他の公園施設又は第三者に損害を与えたときは賠償することとし、これら事故、トラブル等に対応するため、施設賠償責任保険等に加入してください。

3) 関係活動団体等との連携

- ・ 公募対象公園施設の管理運営開始後は、当公園にて活動しているNPO等の関係団体や指定管理者へ情報を提供し、連携して円滑な事業運営を行っていただきます。

4. 公募の実施に係る事項

(1) 公募への参加資格等

- 1) 応募者は、法人（以下、「**応募法人**」という。）又は複数の法人により結成された共同事業体（以下、「**応募グループ**」という。）に限ります。個人での応募はできません。
- 2) 応募グループで応募する場合は、応募グループを構成する各団体（以下、「**構成団体**」という。）から、代表となる構成団体（以下、「**代表構成団体**」という。）を定めること。
- 3) 応募法人は、他の応募グループの構成団体となることはできません。
- 4) 応募者は、同時に複数の応募グループの構成団体となることはできません。
- 5) 応募グループの場合、認定期間中の構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、代表構成団体以外の構成団体については、業務上支障がないと県が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合、県は必要に応じ、事業者書類の再提出を求めることがあります。
- 6) なお、応募者が応募法人の場合は、次に掲げる①から⑧までの全ての要件を満たすものとし、応募グループの場合には、①については構成団体のいずれかが、②～⑧については構成団体の全てが要件を満たすものとし、

- ① 公募対象公園施設について、提案内容と同種の形態で営業している、又は、過去 5 年間（2019 年 7 月から応募申請書を提出する前日まで、以下同じ）に提案内容と同種の形態で営業した実績のあること。

なお、提案する公募対象公園施設の種類が複数ある場合は、各公募対象公園施設の種類について同様に実績のあることが必要です。

実績についてはフランチャイズ等により提携予定の法人における実績も含めることができるものとします。（提携等を証明する書類を提出可能であること。）

- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- ⑤ 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び自動車税種別割が未納でないこと。
- ⑦ 公募設置等指針の公示日から公募設置等計画の受付日までの間に、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑧ 愛知県営都市公園設置管理者選定評価委員会委員が、応募法人又は応募グループの構成団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

(2) 応募に関する事項

1) 募集・選定・運営に係るスケジュール

表 9 募集・選定・運営に係るスケジュール (再掲)

内容	スケジュール
公募設置等指針の公示	2024年2月26日(月)
説明会の参加受付	2024年2月26日(月) ~ 2024年3月11日(月)
応募登録の受付	2024年2月26日(月) ~ 2024年5月31日(金)
説明会の開催	2024年3月13日(水)
質問の受付	2024年3月14日(木) ~ 2024年4月12日(金)
質問に対する回答期限	2024年4月26日(金)
公募設置等計画の受付	2024年7月16日(火) ~ 2024年7月31日(水)
事務局による事前審査結果通知	2024年8月16日(金)
委員会による評価(プレゼン)	2024年8月下旬
設置等予定者の選定結果の通知	2024年9月上旬
公募設置等計画の認定	2024年10月頃 ※各種調整状況により前後します
基本協定の締結	2024年10月頃 ※各種調整状況により前後します
設置管理許可申請	2025年度 ※各種調整状況により前後します
公募対象公園施設等の運営開始	2025年度 ※各種調整状況により前後します
事業終了	2044年度 ※各種調整状況により前後します

2) 公募に関する受付窓口

公募に関する各種手続きに係る受付窓口については、以下のとおりです。

- ▶ 受付窓口：愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 電話番号：052-954-6526 (直通)
- ▶ メールアドレス：koen01@pref.aichi.lg.jp
- ▶ 住所：〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
- ▶ 庁舎：愛知県庁 本庁舎 5階 南東角

3) 公募設置等指針の公示

- ▶ 公示日：2024年2月26日(月)
- ▶ 配布期間：2024年2月26日(月) から2024年7月31日(水) まで
- ▶ 配布窓口：愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 配布時間：午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日及び休日を除く)
- ▶ ホームページURL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/>

- ・本指針は、下記の期間に、窓口での配布及び同様のものを県公園緑地課のホームページに掲載します。

4) 応募登録の受付

- ▶ 受付期間：2024年2月26日（月）から2024年5月31日（金）まで
- ▶ 登録方法：受付窓口へ電子メールにより、応募登録申込書を提出
- ▶ 受付窓口：愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G

- ・ 本公募に参加される方は、応募登録申込書（様式第1号）による応募登録が必要です。
- ・ 構成団体として参加を予定される企業が、公募設置等計画提出期限までに代表構成団体もしくは応募法人として参加をされる可能性がある場合は、応募登録申込書（様式第1号）を応募登録期限までに提出してください。
- ・ 応募登録申込書を電子メールにて提出する際は、件名を「**あいち健康の森公園 Park-PFI(応募登録)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。
- ・ **応募登録を行わなかった場合には、本公募に参加することはできません。**
- ・ なお、応募登録後に参加を辞退する場合、もしくは構成団体として参加することとなった場合は、**応募辞退届(様式第2号)**を受付窓口へ電子メールにより提出してください。提出する際は、件名を「**あいち健康の森公園 Park-PFI(応募辞退届)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。

5) 説明会

- ▶ 開催日：2024年3月13日（水）
- ▶ 開催時間：13:30 から 15:00 まで / 開場 13:00
- ▶ 説明会会場：あいち健康の森公園 交流センター 2F レクチャールーム
- ▶ 説明会内容：説明会会場にて説明・質疑応答の後、現地視察
- ▶ 申込期限：2024年2月26日（月）から2024年3月11日（月）まで
- ▶ 申込方法：受付窓口へ電子メールにより、説明会参加申込書を提出
- ▶ 受付窓口：愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 注意事項：説明会参加人数は、1企業につき2～3名程度としてください。申込者多数の場合は席が不足しますのでご了承ください。

- ・ 希望者を対象とした公募設置等指針の説明会を以下のとおり開催します。
- ・ 参加を希望される場合は、説明会参加申込書（様式第3号）の提出が必要です。
- ・ 参加申込書は応募グループ単位ではなく、企業単位で提出してください。
- ・ 説明会参加申込書を電子メールにて提出する際は、件名を「**あいち健康の森公園 Park-PFI (説明会参加申込)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。
- ・ なお、説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能であり、審査においても不利になることはありません。（ただし、応募登録は必要です。）
- ・ 説明会では、公募設置等指針及び様式等については配布しませんので、各自にて県公園緑地課のホームページよりダウンロードし、印刷したものをご持参ください。
- ・ 説明会参加者には、当日の説明会参加者名簿を配布します。
- ・ 説明会において資料を配布した場合は、説明会終了後、県公園緑地課のホームページに掲載します。（説明会参加者名簿を除く）

6) 質問の受付及び質問に対する回答

- ▶ 受付期間 : 2024年3月14日(木)から2024年4月12日(金)まで
- ▶ 提出方法 : 受付窓口へ電子メールにより、質問書を提出
- ▶ 受付窓口 : 愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 県の回答期限 : 2024年4月26日(金)
- ▶ ホームページURL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/>

- ・ 公募設置等指針に関する質問は、質問書(様式第4号)に質問事項を記入のうえ、電子メールにより受付窓口へ提出してください。
- ・ 電子メールで送付する際は、件名を「**あいち健康の森公園 Park-PFI(質問)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。
- ・ 質問に対する回答は、上記回答期限までに県公園緑地課のホームページに掲載します。
- ・ やむを得ず回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。
- ・ 質問に対する回答については、本指針と同等の効力を有します。
- ・ なお、質問に対する回答の他、本件公募に関して伝達すべき事項をホームページに追加で掲載する場合があります。**必ず公募設置等計画の提出期限まで、ホームページを確認してください。**

7) 公募設置等計画の受付

① 公募設置等計画の受付

- ▶ 受付期間 : 2024年7月16日(火)から2024年7月31日(水)まで
- ▶ 提出方法 : 受付窓口へ持参もしくは郵送により、公募設置等計画等を提出
- ▶ 受付窓口 : 愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
- ▶ 注意事項 : 持参する場合は、受付時間を下記のとおりとします。
午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日及び休日を除く)
郵送の場合は、2024年7月31日(水)当日消印有効とします。

- ・ 応募登録をされた方は、誓約書、応募制限関連書類、公募設置等計画等について、各様式に必要な事項を記入のうえ、本指針に従い提出部数の提出をお願いします。
- ・ **持参**による提出の場合は、**事前に受付窓口**に持参する日時を連絡の上、持参してください。
- ・ **郵送**による提出の場合は、**郵送した旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。

② 提出書類作成上の留意事項

(i) 一般事項

- ・ 1応募法人又は1応募グループにつき1提案までとします。
- ・ 提出書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議・確認を行ったうえで、提出書類を提出してください。
- ・ 提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 設置場所等を測量するなど、現地で作業を行う場合は、事前に県と協議してください。
- ・ 提出された書類は、返却しません。
- ・ 一度提出した書類の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

- ・提出された書類は、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）等の対象となり、同条例の規定に基づいて個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き開示することがあります。
- ・応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、又は設置等予定者としての選定を取り消す場合があります。
 - （ア）提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - （イ）選定の手続きに関して、不正な行為をしたと県が認めた場合
 - （ウ）「4（1）公募への参加資格等」に掲げる応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - （エ）業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - （オ）著しく社会的信用を損なう行為等により、設置管理者として業務を行うことについて、ふさわしくないと県が認めた場合
- ・提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、応募者に帰属します。ただし、県は、設置等予定者の選定に必要な場合に、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。また、設置等予定者の提出書類に著作権がある場合の著作権は県に帰属し、設置等予定者に選定されなかった提出書類の著作権は応募者に帰属します。

（ii）誓約書、応募制限関連書類（様式第5号～第9号）

- ・A4版横書き、片面印刷とし、1応募法人又は1応募グループごとに提出してください。

（iii）公募設置等計画（様式第10号～第19号）

- ・A4版横書き、片面印刷、左2点綴じ、ページ数を付して提出してください。
- ・イメージパス及び各図面、損益計画、資金収支計画等、必要な場合についてはA3折込みでも可とします。詳細は各様式の注意事項を参照してください。
- ・提案評価は、応募者名を伏せて評価を行います。**『正本』には法人名、法人グループ名、構成団体名等を記入**していただきますが、提案評価を行う際に使用する**『副本』には、応募者を特定できるような表示（法人名、ロゴマーク、画像等）を記載しないでください。**
- ・特定できるような表示が確認された場合は、審査に支障となるため、対象部分について事務局にて非表示対応させていただきます。
- ・様式第12～17号において、**関心表明書**を添付する場合は、**正本及び副本の両方に添付し、正本及び副本ともに企業名を伏せる必要はありません。**

（iv）電子データ

- ・『表10 提出書類一覧』に記載の**提出書類一式**を電子データ化したものを、**DVD-R等のメディアに保存し、1部提出**してください。
- ・提出する電子データは、**正本と副本のそれぞれの電子データ**をフォルダに分けて提出してください。
- ・データは**PDF形式**とし、原則として画像化されたものではなく、**テキスト情報を含んだもの**としてください。なお、法人登記簿謄本等、テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化したもので構いません。

- ・ **様式第 15-1~2 号(資金調達計画、資金収支計画)**については、計算の数式や他シートとのリンクを残したまま、一つの **Excel ファイルにシート分け**したものを提出してください。

③ 提出書類

表 10 提出書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書			
(1) 誓約書	様式 5 号	1 部	1 部
(2) 委任状	様式 6 号	1 部	1 部
2. 応募制限関連書類（すべての構成団体について提出）			
(1) 定款又は寄附行為の写し	—	1 部	1 部
(2) 法人登録簿本及び印鑑証明	—	1 部	1 部
(3) 役員名簿	様式 7-1 号	1 部	1 部
(4) 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び自動車税種別割の納税証明書 ※未納がない証明でも可。	—	1 部	1 部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人等のみ）、注記等」（直近 3 年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写し ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※公益財団法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表	—	1 部	1 部
(6) 事業報告書等 ※有価証券報告書を提出している場合は、該当箇所の写しでもよい	様式 7-2 号	1 部	1 部
(7) 財務状況表	様式 8 号	1 部	1 部
(8) 提案した公募対象公園施設と同種の形態での営業実績を証する書類	様式 9 号	1 部	1 部
3. 公募設置等計画			
(1) 表紙	様式 10 号	1 部	8 部
(2) 全体計画	様式 11 号	1 部	8 部
(3) 公募対象公園施設の整備計画	様式 12 号	1 部	8 部
(4) 特定公園施設の整備計画	様式 13 号	1 部	8 部
(5) 各公園施設の管理運営計画	様式 14 号	1 部	8 部
(6) 資金調達計画及び資金収支計画	様式 15-1 号 様式 15-2 号	1 部	8 部
(7) 事業リスクとその対応方針	様式 16 号	1 部	8 部
(8) 来園者サービス向上の取組等	様式 17 号	1 部	8 部
(9) 使用料提案額	様式 18 号	1 部	8 部
(10) 特定公園施設の整備に関する県負担額の提案額	様式 19 号	1 部	8 部

※ 提出書類一式を電子データ化したものを、DVD-R 等にて 1 部提出してください。

(3) 設置等予定者の選定に関する事項

1) 選定方法

- ・ 設置等予定者の選定は、県が都市公園法第5条の4第1項に基づき実施する事前審査と、その審査を通過した公募設置等計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行い、有識者で構成する「愛知県営都市公園設置管理者選定評価委員会」（以下、「委員会」という。）に意見聴取の上、選定を行う2段階で実施します。

2) 事前審査

- ・ 『表 10 提出書類一覧』に記載の公募設置等計画等書類を受領後、事務局において、応募資格の確認等の事前審査を行います。
- ・ 事前審査においては、長期間にわたり確実に事業を継続していただく必要があるため、必要に応じてヒアリングの実施、追加資料等の請求等を行う場合があります。
- ・ 事前審査の結果、条件を満たしていなかった場合は失格となります。
- ・ なお、公募設置等計画を提出する応募法人及び応募グループが5者以上あった場合は、県が『表 11 評価基準』に従って書類のみで評価を行い、4者程度に絞り込むこととします。
- ・ 失格となった場合もしくは選定外となった場合は、2024年8月16日（金）までに県からその旨文書（様式第21号）で通知します。

3) 選定

- ・ 事前審査を通過した公募設置等計画を提出した応募法人及び応募グループ（4者程度）については、委員会において評価を受けます。
- ・ 評価については、応募法人又は応募グループによる公募設置等計画に関するプレゼンテーション（パワーポイント使用可）と委員による質疑応答を行い、『表 11 評価基準』に基づき、各委員が採点を行います。
- ・ プレゼンテーションは、提出した公募設置等計画の内容の理解を深めることを目的とし、公募設置等計画に記載のない新たな提案内容等を含めることはできません。
- ・ プレゼンテーションの日時、場所、注意事項等は、事前審査通過者に対し、2024年8月16日（金）までに県からその旨文書で通知します。
- ・ 県は、各委員による採点結果を参考に、設置等予定者等及びその次点候補者（以下、「設置等予定者等」という。）を選定します。
- ・ ただし、委員5人の合計点（1000点満点）が500点に満たなかった公募設置等計画は、設置等予定者等の選定の対象としないものとします。
- ・ 委員会による評価については、非公開とします。

4) 設置等予定者等を選定するための評価の基準

- ・ 評価項目、評価内容及び配点は以下のとおりとします。

表 11 評価基準

評価項目		評価内容		配点	対応 様式
1	施設の魅力度 (配点：80点)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 公募対象公園施設は、あいち健康の森公園の特性を踏まえ、子育て世代を始めとする多様な世代による賑わいの場として、魅力のある施設となっているか。 公募対象公園施設は、公園利用者の利便性向上に寄与する飲食施設の提案となっているか。 公募対象公園施設は、公園のエントランスに位置する施設として相応しい施設配置、利用者動線となっているか。 特定公園施設は、公園利用者が利用しやすい魅力的な施設となっているか。 特定公園施設は、公園利用者の快適性が向上する施設となっているか。 	60	12 13
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> 提案施設は、公園の景観に配慮した建築デザインとなっているか。 提案施設は、SDGsの達成に配慮された施設となっているか。 提案施設は、ユニバーサルデザインに配慮された施設となっているか。 	20	12 13
2	安定的、継続的かつ安全な管理運営 (配点：60点)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 公募対象公園施設は、想定利用者数、料金設定、イベント開催などの飽きのこない工夫などの運営計画が優れているか。 公募対象公園施設内や、管理エリア内における清掃及び草刈り等の日常管理、防犯措置や防火措置といった安全対策及び緊急時の対応などの管理計画が優れているか。 事業者が負担すべき事業遂行上のリスクの認識と対応方針が優れているか。 	45	14 16 17
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> 公募対象公園施設の経営計画は妥当か。 	5	15
		(3)	<ul style="list-style-type: none"> 応募者が営んでいる事業について、財務状況等は安全か。 	10	8
3	来園者サービス向上の取り組み等 (配点：40点)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 公募対象区域内における施設利用者へのホスピタリティ向上の取組が優れているか。 公募対象公園施設の利用者増加に資する広報などの集客の取組が優れているか。 提案施設全体の一体的な運営による魅力向上につながるサービス提供が優れているか。 	20	17
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> トイレ等の提案は、子育て世代を始め、多様な世代の利便性において優れているか。 	10	17
		(3)	<ul style="list-style-type: none"> あいち健康の森公園全体の活性化に繋がる企画又はサービス提供は優れているか。 地域や公園の活動団体及び各指定管理者と連携し、あいち健康の森公園全体の一体的な管理運営への配慮が優れているか。 	10	17
4	価額評価 (配点：20点)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 公募対象区域内における設置管理許可の使用料の合計金額は優れているか。 特定公園施設の整備に要する費用の内、応募者の負担額は優れているか。 	20	18 19
合計				200	

※ 対応様式欄については、当該項目を主に評価する様式番号とする。

5) 委員会の委員への接触の禁止等

- ・ 委員会の委員について、以下の5名です。
- ・ 応募者は、設置等予定者等の選定結果通知日までは、委員会の委員に対して、本募集について接触をすることは禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- ・ また、本指針の公示日から設置等予定者等の選定結果通知日までは、応募者に限らずいかなる者からも、提案内容、審査内容等に関する問合せに対し回答できません。

表 12 委員会の構成 (50 音順、敬称略)

氏名	所属・職名
委員長 加藤 義人	岐阜大学 工学部 客員教授
阿部 順子	相山女学園大学 生活科学部生活環境デザイン学科 准教授
夏目 欣昇	名古屋工業大学 社会工学科建築・デザイン分野 准教授
福井 佳代	名鉄観光サービス株式会社 営業戦略推進本部地域活性化推進部 部長
二村 友佳子	公認会計士二村友佳子オフィス 公認会計士、税理士

(4) 設置等予定者の選定結果の通知

- ・ 審査の結果は、2024年9月上旬頃に審査対象者全員に対し、県から文書（様式第21号）で通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、あわせて県公園緑地課のホームページ (<https://pref.aichi.jp/koen>) において、設置等予定者等及び設置等予定者の公募設置等計画の概要を公表します。

(5) 応募資格がないと認められた理由又は非選定理由の説明

- 1) 事前審査で応募資格がないと認められた者、又は県の事前審査及び委員会での審査により設置等予定者等として選定されなかった者は、県に対して、応募資格がないと認められた理由、又は選定外となった理由について、次に従い、書面（様式第 22 号）により説明を求めることができます。

- | |
|--|
| <p>▶ 受付期限： 応募資格がないと認められた、又は選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び休日を除く）後の午後5時</p> <p>▶ 提出方法： 受付窓口へ電子メールにより提出</p> <p>▶ 受付窓口： 愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 企画・都市緑化G
(愛知県庁 本庁舎 5階 南東)</p> |
|--|

- ・ 電子メールにて書面（様式第 22 号）を提出する際は、件名を「**あいち健康の森公園 Park-PFI(理由説明依頼)**」と記載して送付してください。また、**提出した際はその旨を受付窓口まで電話にて連絡**してください。

- 2) 県は、説明を求められたときは、受付期限の翌日から起算して 10 日以内に書面（様式第 23 号）により回答します。

(6) 公募設置等計画の認定

- ・ 県は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定するにあたって、委員会での意見や県との協議を踏まえ、必要に応じ、設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した計画（施設内容、営業日、営業時間、利用料金等）を一部変更したうえで、当該変更後の計画を認定する場合があります。
- ・ 県が設置等予定者から提出された公募設置等計画を認定し、その結果を通知した後、設置等予定者は認定計画提出者になります。
- ・ 県との協議の結果、設置等予定者の公募設置等計画が認定されない場合、次点候補者が、設置等予定者としての地位を取得するものとします。
- ・ また、公募設置等計画に基づき、公募対象公園施設を設置する場所は、原則、認定計画提出者以外の者が公園施設の設置管理許可を申請できない区域となります。
- ・ なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容すべてが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

(7) 公募設置等計画の変更

- ・ 公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定を受けた公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は県と協議のうえ、従前の計画内容と同等と県が認める内容に施設計画を変更し、公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。
- ・ 変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

(8) 契約の締結等

1) 基本協定

- ・ 認定計画提出者は、認定を受けた公募設置等計画に基づき、県と協議のうえ、本事業に関する基本的事項を定めた基本協定の締結を行っていただきます。
- ・ 認定計画提出者は、SPC（特別目的会社）の設立を希望する場合、都市公園法第5条の8に基づき、県の承認を受けてSPCに対し認定計画提出者の地位の継承を行った上で、SPCとして協定の締結が可能です。

2) 公募対象公園施設の設置管理許可

- ・ 認定計画提出者は、公募対象公園施設等の工事着手までに、県に対して都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可を受ける必要があります。
- ・ 設置管理許可期間は、公募対象公園施設等の建設工事に係る期間や事業終了前の原状回復の期間を含むものとします。

3) 特定公園施設の譲渡契約等

- ・ 認定計画提出者は、県と譲渡契約を締結し、認定計画提出者の負担において施設を設置していただき、工事完了後、県へ譲渡していただきます。
- ・ 譲渡後は、都市公園法第5条に基づく公園施設の管理許可に基づき、認定計画提出者の負

担において、設置、維持管理及び運営を行っていただきます。